

(社)日本建築士事務所協会連合会 様



平成18年6月6日
国土交通省
住宅局 建築指導課

建築物に係る事故情報提供に関する協力依頼について

近年、建築設備など建築物の各部分や、ジェットコースター等の遊戯施設等において、転倒、転落、はさまれ、脱落部品による打撃等による死傷事故が発生しています。これらの事故には、不適切な使用により生じたものや構造上の問題によるもの、劣化によるもの等が考えられますが、高齢化社会の進展等の影響や、新しい設備、技術の出現など、原因、背景は複合的であり、また今後とも事故の発生が否定できない状況にあります。一方、こうした事故は、重大事故を生じる以前に、軽度の事故を生じているケースがあることが指摘されています。

このため、国土交通省では、建築物等における事故情報やヒヤリハット情報等をインターネットを通じて収集、公表することで、建築物の利用者、所有者、管理者等に対し注意喚起をするとともに、収集された情報を再発防止策の検討に役立てる方法を検討しており、その一環として「建築物に係る事故情報の収集・公表・活用方法検討委員会(事務局:財団法人日本建築防災協会)」を設置しました。

同委員会では、昨年度の成果に基づき、インターネットで事故情報を収集・提供するシステムの試験運用版(「事故情報ホットライン」)の運用を開始しており、別添により、情報の提供依頼を行うこととしています。

つきましては、貴団体の皆様に、「事故情報ホットライン」への情報提供について、ご案内いただきますようお願い申し上げます。